

大分県報

平成二十九年
第二九一〇号
八月二十五日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………	一
漁業災害補償法による特定かき養殖業の一定の区域……………	三
漁業災害補償法による共済加入区の設定に関する告示の一部改正……………	三
道路区域の変更（三件）……………	三
道路の供用開始（三件）……………	五
競争入札参加者の資格に関する公示……………	五
一般競争入札の実施……………	六

告示

大分県告示第五百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十九年八月四日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おおいた水フォーラム
- 代表者の氏名
北野 正剛

平成二十九年八月二十五日

大分県報（告示）

一

四 主たる事務所の所在地 大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、「第一回アジア・太平洋水サミット」の成果を生かし、大分県内の水に関わる活動に対して、今後の水環境に取り組む活動のネットワーク化を図り、水に関する「知」の集積（NPO法人の取組ノウハウ、研究・技術開発コーディネート、行政データの集約化等）を推進する。また、これらを通じて大分県内の水に関わる活動の支援に関する事業を行い、アジア・太平洋地域の水環境の保全に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第五百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレสบオ豊後大野

豊後大野市三重町赤嶺字大宮田二千三十二番 外

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) フレスポ豊後大野(Ⅱ工区)

変更後 フレスポ豊後大野

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市桜川一丁目一番二号

有限会社ウィル

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

変更後 株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市桜川一丁目一番一号

有限会社ウィル

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米 澤 房 朝

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目一番三十八号

4 変更の年月日

平成二十九年三月十六日

二 届出年月日

平成二十九年七月三十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十二月二十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県豊肥振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ豊後大野

豊後大野市三重町赤嶺字大宮田二千三十二番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

大分県知事 広 瀬 勝 貞

変更前 駐輪場No.一 A棟北側 二十台

駐輪場No.二 B棟西側 三十二台

駐輪場No.三 C棟西側 四十台

合計 九十二台

変更後 駐輪場No.一 A棟北側 二十台

駐輪場No.二 B棟西側 三十二台

駐輪場No.三 B棟北側 十三台

駐輪場No.四 建物敷地西側 二十台

駐輪場No.五 建物敷地北側 十四台

合計 九十九台

4 変更する年月日 平成二十九年三月十六日

二 届出年月日 平成二十九年七月三十一日

三 関係書類の縦覧 縦覧期間 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

2 縦覧場所 大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十二月二十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県豊肥振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の三第一項第二号の規定により、平成二十九年八月二十五日に次のとおり特定かき養殖業の一定の区域を定めた。

平成二十九年八月二十五日

法第百二十五条の二に掲げる養殖業 特定かき養殖業 大分県知事 広 瀬 勝 貞

加入区の名称	区 域
中津特定かき加入区	大分県漁業協同組合中津支店の地区
国見特定かき加入区	大分県漁業協同組合国見支店の地区

大分県告示第五百十号

漁業災害補償法による共済加入区の設定に関する告示（平成十四年大分県告示第九百号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表中

南海部第六加入区	大分県漁業協同組合の地区のうち旧下入津漁業協同組合の地区	法第百四条第二号に掲げる漁業
----------	------------------------------	----------------

下入津漁獲加入区	大分県漁業協同組合下入津支店の地区	一 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置漁業 二 法第百四条第二号に掲げる漁業（一）に掲げるものを除く。）
----------	-------------------	---

附 則 この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
----------------	-----	-------------	-------	-----

一般国道五 〇〇号	中津市本耶馬溪町折元字六反通 一一九五番一地从先から 中津市本耶馬溪町折元字道枝五 八五番二地先まで	前	メートル 一五・七 〽七・四	メートル 四五六・〇
	中津市本耶馬溪町折元字六反通 一一九五番一地从先から 中津市本耶馬溪町折元字道枝五 八五番四まで	後	一九・三 〽八・三	四五六・〇

大分県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
----------------	-----	-------------	-------	-----	----

県道豊後高 田国東線	豊後高田市一畑字向ノ平 一三三四番一地从先から 豊後高田市一畑字岩鼻一 一一四番一地从先まで	前	メートル 四八・五 〽七・〇	メートル 八〇九・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後高田市一畑字向ノ平 一三三四番一地从先から 豊後高田市一畑字岩鼻一 一一四番一地从先まで	後	六三・〇 〽一〇・〇	七四七・四	

大分県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
----------------	-----	-------------	-------	-----

県道中津高 田線	宇佐市大字浜高家字山城三四五 番四から 宇佐市大字浜高家字山城三五〇 番二まで	前	メートル 一五・三 〽一〇・三	メートル 六六・二
	宇佐市大字浜高家字山城三四五 番二から 宇佐市大字浜高家字山城三五〇 番二まで	後	一六・七 〽一四・四	六六・二

県道津房木 裳線	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 七九番三から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 三三番三まで	前	七・九 〽四・七	一一三・四
	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 七九番三から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 三三番三まで	後	一九・二 〽一五・五	六〇・三

裳線	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 七九番一から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 三六番一まで	後	一五・二 〽一一・一	一一三・四
	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 七九番一から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四 三六番一まで	前	七・九 〽四・七	一一三・四

大分県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道五〇〇号	中津市本耶馬溪町折元字六反通一一九五番一 地先から 中津市本耶馬溪町折元字道枝五八五番四まで	平二九・八・二五

大分県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道豊後高田国東線	豊後高田市一畑字向ノ平一三三四番一地先か ら 豊後高田市一畑字岩鼻一一一四番一地先まで	平二九・八・二五

大分県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道中津高田線	宇佐市大字浜高家字山城三四五番二から 宇佐市大字浜高家字山城三五〇番二まで 宇佐市大字浜高家字山城三六七番から 宇佐市大字浜高家字山城三三三番四まで	平二九・八・二五
県道津房木裳線	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七九番一か ら 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四三六番一まで	

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
 平成二十九年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする特定役務の種類
 大分県ヘルプデスク運営委託業務
- 二 競争入札の参加者資格
- 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項の規定に該当する者
 - 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者
 - 営業年数が一年未満の者
 - 県税を滞納している者
 - 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二

大分県報（告示・公告）

号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
資格審査事項については、次のとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 営業概要

ア 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

イ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ウ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二〇六五

3 申請の時期

平成二十九年八月二十五日から同年九月十四日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から平成三十年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html>
競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年8月25日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分県ヘルプデスク運営委託業務

(2) 契約期間

平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

(3) 業務内容
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

「大分県ヘルプデスク運営委託業務仕様書」のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

(3) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

<p>第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ロ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年8月25日(金)から同年9月14日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065</p> <p>(2) 日時 平成29年8月25日(金)から同年10月4日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書を平成29年10月4日(水)午後5時までに14に掲げる業務担当部に提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定の通知を受けた者</p>	<p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 提出期限 平成29年10月12日(木)午前11時00分。ただし、郵送の場合は同月11日(水)午後5時までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館 7階 71会議室</p> <p>(2) 日 時 平成29年10月12日(木) 午前11時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>11 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>12 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期間 平成29年8月25日(金)から同年10月4日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) 場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班</p> <p>13 落札者の決定の方法</p>
---	---

<p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同働の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 担当部局 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。 この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があつた場合には、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be purchased Oita Prefecture Help Desk administration duties</p> <p>(2) Time limit for Tender 11:00a.m. 12 October 2017</p> <p>(3) Contact point for the notice Commerce, industry and Labor Division Information Policy Division Promoting e-Government Group Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city, 870-8501 TEL (097) 506-2065</p>	
---	--